平成 29 年度大阪府内における障がい者虐待の 対応状況と大阪府の取組について

I はじめに

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成24年10月1日施行)(以下「法」という。)に基づく平成29年度(平成29年4月~平成30年3月)の大阪府内の対応状況等は、以下のとおりです。

これら公表する内容のうち、障がい者福祉施設従事者等*1による障がい者虐待の状況等は、法第20条の規定により公表するものです。

Ⅱ 概 況

1 養護者※2による虐待

- (1)相談・通報・届出等
- 〇 相談・通報・届出受理件数は 1,009 件で、虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例は 188 件でした。
- 〇 相談・通報・届出者は「警察」からの通報が、630 人(62.4%) と最も多く、次いで「相談支援専門員」が85 人(8.4%)、続いて「本人」が84 人(8.3%) でした(重複あり)。

(2) 虐待の種別・類型

〇 「身体的虐待」が 103 件 (54.8%) と最も多く、次いで「心理的虐待」が 56 件 (29.8%)、「経済的虐待」が 45 件 (23.9%)、「介護・世話の放棄・放置」が 33 件 (17.6%)、「性的虐待」が 4 件 (2.1%) でした (重複あり)。

(3) 被虐待者・虐待者の状況・関係等

- 被虐待障がい者(以下、「被虐待者」という)の障がい種別では、「知的障がい」が 102人(54.3%)と最も多く、次いで、「精神障がい」が72人(38.3%)、続いて「身体障がい」が33人(17.6%)の順でした(重複あり)。
- 〇 被虐待者の性別では、「女性」が 124 人 (66.0%)、年齢別では「40~49 歳」が 62 人 (33.0%) と最多でした。
- 〇被虐待者からみた虐待者の続柄は、「母」が 54 人(27.6%) と最も多く、次いで「父」が 40 人(20.4%)、「夫」が 32 人(16.3%) の順でした。また、被虐待者が虐待者と同居している割合は 81.4%でした。

(4) 虐待への対応策

○ 分離の有無について、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数」は、 66 人 (35.1%)、「被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数」は88 人 (46.8%) でした。

- 〇 「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者」の事例の主な対応は、「契約による障がい福祉サービスの利用」が 19 人(28.8%) と最も多く、次いで「利用契約又は措置以外の方法による一時保護」、「医療機関への一時入院」がそれぞれ 10 人(15.2%) でした。
- 〇 「被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数」の事例の主な対応は、「養護者に対する助言・指導」が 47 人 (53.4%) と最も多く、次いで「再発防止のための定期的な見守りの実施」が 30 人 (34.1%)、続いて「既に障がい福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」が 14 人 (15.9%) でした。

2 障がい者福祉施設従事者等※1による虐待

- (1) 相談・通報・届出等
- 〇 相談・通報・届出受理件数は 267 件で、虐待の事実が認められた事例は 59 件(85 人) でした。
- 〇 相談・通報・届出者は「当該施設・事業所職員」が 53 人(19.9%) と最も多く、次いで「当該施設・事業所設置者・管理者」が 35 人(13.1%) でした(重複あり)。当該施設・事業所の設置者・管理者、職員、元職員からの通報は、合わせて約 4 割でした。

(2) 虐待の種別・類型

〇 虐待の種別・類型は「身体的虐待」が 35 件 (59.3%)、「心理的虐待」が 27 件 (45.8%)、「性的虐待」、「介護・世話の放棄・放置」が 3 件 (5.1%)、「経済的虐待」が 2 件 (3.4%)でした (重複あり)。

(3) 施設・事業所の種別

○ 障がい者福祉施設等の種別は「共同生活援助」が 11 件(18.6%) と最も多く、次いで「生活介護」、「放課後等デイサービス」がそれぞれ 9 件(15.3%)、「居宅介護」が 8 件(13.6%) でした。

3 使用者*3による虐待

- 〇 市町村及び大阪府で受理した相談・通報・届出の件数は 67 件でした。
- 〇 相談・通報・届出を受理した 67 件のうち、虐待の疑いがあるとして、大阪府より、 大阪労働局へ報告したのは、22 件(事業所)でした。

Ⅲ 大阪府の取組

法の施行により、市町村が虐待防止行政の主たる担い手となったことを踏まえ、全ての 市町村で障がい者虐待に対応する窓口を明確にするとともに、障がい者虐待の早期発見・ 対応を担う障がい者虐待防止センターの設置など、体制整備が進められました。

大阪府では、使用者による虐待の対応窓口や市町村及び関係機関との連絡調整等の後方支援を担う権利擁護センターを障がい福祉室に設置するとともに、市町村が障がい者虐待の取組を的確に行えるよう、対応マニュアルの普及活用や市町村・障がい者虐待防止センター職員の専門的人材育成、対応困難な事案へ適切な対応を行えるよう専門家の助言を含めた支援を行っています。

また、障がい者福祉施設等における虐待防止の体制づくりを図るため、虐待防止研修を通じ、障がい者虐待について理解を深め、効果的な虐待防止策を講じることができるよう 支援しています。

参考・用語の解説

※1 障がい者福祉施設従事者等とは、

___ 「障がい者福祉施設」又は「障がい福祉サービス事業等」の業務に従事する者をいいます。

「障がい者福祉施設」とは

- 障害者総合支援法に規定される障害者支援施設
- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定されるのぞみの園

「障がい福祉サービス事業等」とは

- ・障害者総合支援法に規定される障がい福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 [A型・B型]、共同生活援助)、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを経営する事業、福祉ホームを経営する事業
- ・厚生労働省令で定める事業として、児童福祉法に規定される障がい児通所支援事業(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援)、障がい児相談支援事業

※ 2 養護者

養護者とは、「障がい者を現に養護する者であって障がい者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」であり、障がい者の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている家族、親族、同居人等が該当します。

※3 使用者

使用者とは、「障がい者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」をいいます。

【留意事項】

表の%については小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が必ずしも 100%にならない 場合があります。

障がい者虐待事案の状況(集計結果)

1. 養護者による障がい者虐待についての対応状況

養護者による障がい者虐待の状況について、市町村に照会し、取りまとめた結果は、次のとおりです。

(1)相談·通報·届出受理件数(表1)

府内で受け付けた養護者による障がい者虐待の相談・通報・届出件数は 1,009 件でした。

表 1 相談·通報·届出件数

| | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|----|-------|-------|--------|
| 件数 | 865 | 908 | 1, 009 |

(2)相談・通報・届出者(表2)

「警察」からの通報が 62.4%と最も多く、次いで「相談支援専門員」が 8.4%、「本人」が 8.3%でした。

表 2 相談・通報・届出者(複数回答)

| | | 本人によ | る届出 1 | 計 84 人(| 8.3%) | | | | | | |
|----|----------------------|----------------------|--------------------------------|---------|-------------------|-------------------|------------|-------------|-----|----------|-----|
| | 主たる障 がいが身 体障がい | 主たる障 がいが知 的障がい | 主たる障が いが精神障 がい(発達 除く) | | 主たる障 がいが 難病 | 主たる障 がいが 不明 | 家族 • 親族 | 近隣住 民•知人 | | 医療機関 関係者 | 教職員 |
| 人数 | 9 | 24 | 44 | 6 | 0 | 1 | 15 | 19 | 1 | 19 | 6 |
| % | 0.9 | 2.4 | 4.4 | 0.6 | 0.0 | 0.1 | 1.5 | 1.9 | 0.1 | 1.9 | 0.6 |

| | 相談支援 専門員 | 施設・ 事業所の 職員 | 虐待者 自身 | 警察 | | 介護保険法に 基づく居宅サ ービス事業等 従事者 | 成年後見 | その他 | 不明 (匿名含 む) | 合計 |
|----|-------------|-------------------|--------|------|------|-----------------------------------|------|------|------------------|--------|
| 人数 | 85 | 71 | 2 | 630 | 55 | 13 | 1 | 32 | 3 | 1, 036 |
| % | 8. 4 | 7. 0 | 0. 2 | 62.4 | 5. 5 | 1.3 | 0. 1 | 3. 2 | 0.3 | _ |

^{※ 1}件の事例に対し、複数の者から相談・通報・届出があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているため、合計人数は相談・通報・届出件数 1,009 件と一致しない。

^{※ %}は相談・通報・届出件数 1,009 件に対するもの。

(3) 事実確認の状況(表3)(表4)

「事実確認調査を行った」が 695 件 (68.7%)、「事実確認調査を行っていない」が 316 件 (31.3%) でした。

事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条に基づく「立入調査を行った事例」は 2 件 (0.3%) でした。法第 11 条に基づく立入調査以外の事実確認調査のうち、「訪問調査により事実確認を行った事例」が 278 件 (40.1%)、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 415 件 (59.9%) でした。

事実確認を行っていない事例 316 件のうち、「相談・通報を受理した段階で、明らかに 虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 209 件 (66.1%) でした。

表3 事実確認の実施状況

| | | 件数 | % | | | |
|-----|--|--------|---------|--|--|--|
| 事実確 | 事実確認調査を行った事例 | | | | | |
| | 法第 11 条に基づく立入調査以外の方法により事実確認を行った事例 | 693 | (99.7) | | | |
| | 訪問調査を行った事例 | 278 | [40. 1] | | | |
| | 関係者からの情報収集のみで調査を行った事例 | 415 | [59. 9] | | | |
| | 法第 11 条に基づく立入調査により事実確認を行った事例 | 2 | (0.3) | | | |
| | 警察が同行した事例 | 0 | [0.0] | | | |
| | 警察に援助要請したが同行はなかった事例 | 0 | [0.0] | | | |
| | 警察に援助要請せず、市町村単独で実施した事例 | 2 | [100.0] | | | |
| 事実確 | 認調査を行っていない事例 | 316 | 31.3 | | | |
| | 相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例 | 209 | (66. 1) | | | |
| | 相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例 | 13 | (4.1) | | | |
| | 他部署等への引継ぎ | 94 | (29.7) | | | |
| | 合 計 | 1, 011 | 100.0 | | | |

[※] 事実確認の実施状況には、平成 28 年度中に相談・通報があったもののうち、平成 29 年度に入って事実確認調査を行ったもの 2 件が含まれ 1,011 件となるため、合計件数は平成 29 年度中の通報件数 1,009 件と一致しない。

通報・相談・届出受理から事実確認を行うまでの日数については、「0 日(当日)」が 44.7%、「1 日(翌日)」が 17.6%、「2 日」が 7.9%でした。

表 4 事実確認を行うまでの日数

| | 0日(当日) | 1日 (翌日) | 2 日 | 3~6 日 | 7 ~ 13 日 | 14~ 20 日 | 21~ 27 日 | 28 日 以上 | 合計 |
|----|--------|------------|------|-------|--------------------|-------------|-------------|------------|-------|
| 件数 | 311 | 122 | 55 | 100 | 61 | 28 | 6 | 12 | 695 |
| % | 44. 7 | 17. 6 | 7. 9 | 14. 4 | 8.8 | 4. 0 | 0.9 | 1.7 | 100.0 |

(4) 事実確認調査の結果(表5)

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下、「虐待判断事例」という。)の件数は、188件であり、事実確認調査を行った事例の27.1%でした。

表5 事実確認調査の結果

| | 件数 | % |
|-------------------------|-----|-------|
| 虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例 | 188 | 27. 1 |
| 虐待ではないと判断した事例 | 451 | 64. 9 |
| 虐待の判断に至らなかった事例 | 56 | 8. 1 |
| 合 計 | 695 | 100.0 |

^{※ %}は、事実確認調査を行った件数 695 件に対するもの。

以下、虐待判断事例件数 188 件 を対象に、虐待の種別・類型、被虐待者の状況及び虐待への対応策等について集計を行いました。

(5) 虐待の内容

ア. 虐待の種別(表6)

「身体的虐待」が 54.8%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 29.8%、「経済的虐待」が 23.9%、「介護・世話の放棄・放置」が 17.6%、「性的虐待」が 2.1%でした。なお、身体的虐待のうち「身体拘束」を含むものは 2 件でした。

表6 虐待の種別・類型(複数回答)

| | 身体的虐待 | 性的虐待 | 心理的虐待 | 介護・世話の 放棄・放置 | 経済的虐待 | 合 計 |
|----|-------|------|-------|-----------------|-------|-----|
| 件数 | 103 | 4 | 56 | 33 | 45 | 241 |
| % | 54. 8 | 2. 1 | 29. 8 | 17. 6 | 23. 9 | _ |

^{※ 1}件の事例に対し複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待 判断件数 188 件と一致しない。

イ. 虐待の程度(表7)

虐待の程度については、「軽度」が58.1%、「中度」が33.2%、「重度」が8.7%でした。

表 7 虐待の程度(複数回答)

| | 軽度 | 中度 | 重度 | 合 計 |
|----|-------|-------|------|-------|
| 件数 | 140 | 80 | 21 | 241 |
| % | 58. 1 | 33. 2 | 8. 7 | 100.0 |

[※] 虐待の程度が軽度とは「生命・身体・生活への影響」、中度とは「生命・身体・生活に著しい影響」、重度とは「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当。

^{※ %}は虐待判断事例件数 188 件に対するもの。

^{※ %}は虐待の種別・類型件数 241 件に対するもの。

(6)被虐待者等の状況

1 件の事例に対し被虐待者又は虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数 188 件に対し被虐待者数は 188 人、虐待者数は 196 人でした。以下、被虐待者及び虐待者の属性等について情報を整理しました。

ア 被虐待者の性別・年齢(表8、表9)

性別では、「女性」が 66.0%と全体の 7 割近くを占めていました。年齢別では「 $40\sim49$ 歳」が 33.0%と最も多く、次いで「 $20\sim29$ 歳」が 20.7%、「 $50\sim59$ 歳」が 17.6%でした。

表8 被虐待者の性別

| 10 | 以上 | 小口 (/) | エハリ | |
|----|------|---------------|-----|--|
| | 男性 | 女性 | 合計 | |
| 人数 | 64 | 124 | 188 | |
| % | 34.0 | 66.0 | 100 | |

表 9 被虐待者の年齢

| | 18· 19 歳 | 20~ 29 歳 | 30~ 39 歳 | 40~ 49 歳 | 50~ 59 歳 | 60~ 64 歳 | 65 歳 以上 | 合 計 |
|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-----|
| 人数 | 11 | 39 | 30 | 62 | 33 | 10 | 3 | 188 |
| % | 5.9 | 20.7 | 16.0 | 33.0 | 17.6 | 5.3 | 1.6 | 100 |

イ 被虐待者の障がい種別(表10)

障がい種別では、「知的障がい」が、54.3%と最も多く、次いで「精神障がい」が 38.3%、「身体障がい」が 17.6%でした。

表 10 被虐待者の障がい種別(複数回答)

| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい | 発達障がい | 難病 | その他 | 合 計 |
|----|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|
| 人数 | 33 | 102 | 72 | 7 | 1 | 0 | 215 |
| % | 17.6 | 54. 3 | 38. 3 | 3. 7 | 0.5 | 0.0 | |

^{※ 1}人の被虐待者が重複障がいを有する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数 188人と一致しない。

ウ 障がい支援区分及び行動障がいの有無(表11、表12)

被虐待者 188 名のうち、障がい支援区分認定済みの者が 58.0%で、認定を受けていない 又は非該当の者は 42.0%でした。区分がある者のうち、「区分4」が全体の 16.5%と最も 多く、次いで「区分3」が 11.7%、「区分5」が 10.1%でした。また、行動障がいのある 者は全体の 28.7%でした。

表 11 障がい支援区分

| | 人数 | % |
|------|-----|-------|
| 区分 1 | 3 | 1.6 |
| 区分 2 | 16 | 8. 5 |
| 区分3 | 22 | 11.7 |
| 区分 4 | 31 | 16. 5 |
| 区分5 | 19 | 10. 1 |
| 区分6 | 18 | 9.6 |
| なし | 79 | 42.0 |
| 不明 | 0 | 0.0 |
| 合計 | 188 | 100 |
| | · | · · |

表 12 行動障がいの有無

| | 人数 | % |
|------------------------------|-----|-------|
| 強い行動障がいがある(※) | 21 | 11. 2 |
| 認定調査を受けていないが、上記と同程度の行動障がいがある | 2 | 1.1 |
| 行動障がいがある(上記2項目に該当しない程度) | 31 | 16. 5 |
| 行動障がいがない | 132 | 70. 2 |
| 行動障がいの有無が不明 | 2 | 1.1 |
| 合計 | 188 | 100 |

(※) (障がい支援区分3、行動関連項目10点以上 (または障がい程度区分3、行動関連項目8点以上))

^{※ %}は被虐待者数 188 人に対するもの。

エ 被虐待者の障がい福祉サービス等の利用状況 (表 13)

被虐待者の障がい福祉サービス等の利用状況は、「障害者総合支援法上のサービス」が58.0%と最も多く、次いで「自立支援医療」が32.4%、「利用なし」が23.4%、「地域生活支援事業のサービス」が12.2%の順でした。

表 13 被虐待者の障がい福祉サービス等の利用状況(複数回答)

| | | 障害者総合支援 法上のサービス | | 自立支援医療 | | 市区町村及び 都道府県が実 施する事業 | | 利用なし | 合計 |
|---|----|--------------------|-----|--------|-------|---------------------------|------|-------|-----|
| | 件数 | 109 | 0 | 61 | 23 | 12 | 6 | 44 | 255 |
| ĺ | % | 58. 0 | 0.0 | 32.4 | 12. 2 | 6. 4 | 3. 2 | 23. 4 | _ |

^{※ 1}件の事例に対し、複数の障がい福祉サービス等の利用状況がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待障がい者数 188 人と一致しない。

オ 虐待者との同居・別居の状況(表 14)

「虐待者と同居」が81.4%と、8割以上を占めていました。

表 14 被虐待者における虐待者との同居の有無

| | 同居 | 別居 | その他 | 合 計 | | |
|----|------|-------|------|-------|--|--|
| 件数 | 153 | 31 | 4 | 188 | | |
| % | 81.4 | 16. 5 | 2. 1 | 100.0 | | |

カ 虐待者の性別・年齢(表15、表16)

性別では、男性が 58.7%、女性が 41.3%と、「男性」が全体の約 6 割を占めていました。 虐待者の年齢は、「 $50\sim59$ 歳」が 23.5%と最も多く、次いで「 $40\sim49$ 歳」が 19.9%、「 $65\sim74$ 歳」が 16.3%でした。なお、 1 件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 188 件に対し、虐待者数は 196 人でした。

表 15 虐待者の性別

| | 男性 | 女性 | 合計 |
|----|-------|------|-----|
| 人数 | 115 | 81 | 196 |
| % | 58. 7 | 41.3 | 100 |

表 16 虐待者の年齢

| | ~17 | 18~ | 30 ~ | 40~ | 50 ~ | 60 ~ | 65 ~ | 75 歳 | 7 00 | A =1 |
|----|-----|------|-------------|------|-------------|-------------|-------------|------|-------------|------|
| | 歳 | 29 歳 | 39 歳 | 49 歳 | 59 歳 | 64 歳 | 74 歳 | 以上 | 不明 | 合 計 |
| 人数 | 1 | 7 | 17 | 39 | 46 | 21 | 32 | 29 | 4 | 196 |
| % | 0.5 | 3.6 | 8. 7 | 19.9 | 23. 5 | 10.7 | 16.3 | 14.8 | 2.0 | 100 |

^{※ %}は被虐待者数 188 人に対するもの。

キ 被虐待者からみた虐待者の続柄(表17)

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「母」が 27.6%と最も多く、次いで「父」が 20.4%、「夫」が 16.3%の順でした。

表 17 被虐待者からみた虐待者の続柄

| | 父 | 母 | 夫 | 妻 | 息子 | 娘 | 娘の配 偶者 (婿) | 兄弟 | 姉妹 | 祖父 | 祖母 | その他 | 合 計 |
|----|-------|------|------|-----|------|-----|------------------|------|------|-----|-----|-------|-----|
| 人数 | 40 | 54 | 32 | 7 | 6 | 1 | 1 | 14 | 14 | 0 | 1 | 26 | 196 |
| % | 20. 4 | 27.6 | 16.3 | 3.6 | 3. 1 | 0.5 | 0.5 | 7. 1 | 7. 1 | 0.0 | 0.5 | 13. 3 | 100 |

^{※ %}は虐待者数 196 人に対するもの。

(7) 虐待への対応策

ア 分離の有無 (表 18)

虐待への対応として、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数」が 35.1%でした。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数」は46.8%でした。

表 18 虐待への対応策としての分離の有無

| | 人数 | % |
|---------------------------|-----|-------|
| 被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数 | 66 | 35. 1 |
| 被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数 | 88 | 46.8 |
| 現在対応について検討・調整中の被虐待者数 | 10 | 5. 3 |
| その他 | 24 | 12.8 |
| 合 計 | 188 | 100.0 |

イ 分離を行った被虐待者の対応の内訳(表 19)

「契約による障がい福祉サービスの利用」が 28.8%と最も多く、次いで「利用契約又は 措置以外の方法による一時保護」、「医療機関への一時入院」がそれぞれ 15.2%でした。また、分離を行った被虐待者のうち、面会制限を行った被虐待者は 37.9%でした。

表 19 分離を行った被虐待者の対応の内訳

| | 人数 | % |
|--------------------------------------|----|-------|
| 契約による障がい福祉サービスの利用 | 19 | 28.8 |
| 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置 | 9 | 13.6 |
| 利用契約又は措置以外の方法による一時保護 | 10 | 15. 2 |
| 医療機関への一時入院 | 10 | 15. 2 |
| その他 | 18 | 27. 3 |
| 分離を行った事例のうち、面会の制限を行った事例 | 25 | 37. 9 |
| 合 計 | 66 | 100.0 |

^{※ %}は分離を行った被虐待者数 66 人に対するもの。

ウ 分離していない被虐待者の対応の内訳(表 20)

「養護者に対する助言・指導」が 53.4%と最も多く、次いで「再発防止のための定期的な見守りの実施」が 34.1%、「既に障がい福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」が 15.9%でした。

表 20 分離していない被虐待者の対応の内訳(複数回答)

| | 人数 | % |
|-----------------------------------|-----|-------|
| 養護者に対する助言・指導 | 47 | 53. 4 |
| 被虐待者が新たに障がい福祉サービスを利用 | 12 | 13.6 |
| 既に障がい福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した | 14 | 15. 9 |
| 被虐待者が障がい福祉サービス以外のサービスを利用 | 3 | 3. 4 |
| 再発防止のための定期的な見守りの実施 | 30 | 34. 1 |
| その他 | 11 | 12.5 |
| 合 計 | 117 | 1 |

^{※ %}は、分離していない被虐待者数88人に対するもの。

エ 権利擁護に関する対応 (表 21)

権利擁護に関する対応として、成年後見制度と日常生活自立支援事業の利用状況を把握しました。成年後見制度については、「利用開始済」が 12 人、「利用手続き中」が 15 人であり、これらを合わせた 27 人のうち、市町村長申立の事例は 9 人 (33.3%) でした。また、「日常生活自立支援事業の利用」は 2 人でした。

表 21 権利擁護に関する対応

| | 件数 |
|------------------------|-----|
| 成年後見制度利用開始済 | 12 |
| 成年後見制度利用手続き中 | 15 |
| (上記2項目のうち、市町村長申し立ての事例) | (9) |
| 日常生活自立支援事業の利用 | 2 |

2. 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待についての対応状況等

障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況について市町村に照会し、取りまとめた結果は、次のとおりです。

(1)相談・通報・届出受理件数(表 22)

平成29年度、府内で受け付けた障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待に関する相談・通報・届出件数は、267件でした。

表 22 相談·通報·届出件数

| | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|----|-------|-------|-------|
| 件数 | 211 | 240 | 267 |

(2)相談・通報・届出者(表 23)

相談・通報者の内訳は、「当該施設・事業所職員」が 19.9%と最も多く、次いで「当該施設・事業所設置者・管理者」が 13.1%、「家族・親族」が 12.7%でした。当該施設・事業所の設置者・管理者、職員、元職員からの通報は、約4割でした。

表 23 相談・通報・届出者(複数回答)

| | 本人に よる届 出 | 家族・ 親族 | 近隣住 民・知人 | 医療機 関関係 者 | 教職員 | 相談支援専門員 | 他の施 設・事業 所の職 員 | 当該施 設・事 業所職 員 | 当該施 設·事 業所元 職員 | 当該·事業 所設管理 者·管理 | 託利田 | 当該市 町村行 政職員 | 警察 | その他 | 不明 (匿名 含む) | 合計 |
|----|-----------------|-----------|-------------|-----------------|-----|---------|-------------------------|------------------------|-------------------------|-----------------------|-----|-------------------|-----------|-------|------------------|-----|
| 人数 | 33 | 34 | 11 | 3 | 1 | 29 | 14 | 53 | 15 | 35 | 3 | 25 | 1 | 27 | 6 | 290 |
| % | 12.4 | 12.7 | 4. 1 | 1.1 | 0.4 | 10.9 | 5. 2 | 19.9 | 5.6 | 13. 1 | 1.1 | 9.4 | 0.4 | 10. 1 | 2. 2 | _ |

^{※ 1}件の事例に対し、複数の者から相談・通報・届出があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているため、合計人数は相談・通報・届出件数 267 件と一致しない。

(3) 虐待の事実が認められた事例件数

障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待に関して、法第 17 条及び同法施行規則第 2条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該障がい者福祉施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされています。

平成 29 年度において、<u>府内市町村で「虐待の事実が認められた事例件数」は 59 件でした。</u>(表 24「虐待の事実が認められた件数」62 件については、被虐待者の支給決定市町村ごとに計上しており、1つの事例に対し被虐待者が複数おり複数の市町村にまたがる場合には重複して計上していること、また、施設の所在地が他都道府県の場合が含まれるため、「虐待の事実が認められた事例件数」59 件とは一致しない。)

^{※ %}は相談・通報・届出件数 267 件に対するもの。

(4) 市町村における事実確認の状況(表 24)

平成 29 年度において「事実確認を行った事例」は 223 件 (80.8%)、「事実確認を行わなかった事例」は 53 件 (19.2%) でした。「事実確認を行った事例」のうち、「虐待の事実が認められた事例」が 62 件 (27.8%)、「虐待の事実が認められなかった事例」が 138 件 (61.9%)、「虐待の判断に至らなかった事例」が 23 件 (10.3%) でした。

一方、事実確認を行わなかった 53 件について、その理由は、平成 29 年度末調査時点で「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が 20 件(37.7%)、「後日、事実確認を予定している又は対応を検討中の事例」が 7 件(13.2%)、「その他」が 26 件(49.1%) でした。

表 24 市町村における相談・通報に関する事実確認の状況

| | | 件数 | % |
|----|---|-----|---------|
| 事実 | 確認調査を行った事例 | 223 | 80.8 |
| | 虐待の事実が認められた | 62 | (27. 8) |
| | 虐待の事実が認められなかった | 138 | (61.9) |
| | 虐待の事実の判断に至らなかった | 23 | (10.3) |
| 事実 | 確認調査を行っていない事例 | 53 | 19. 2 |
| | 相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例 | 20 | (37.7) |
| | 後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例 | 7 | (13. 2) |
| | その他(対象施設特定できず等) | 26 | (49. 1) |
| | 合 計 | 276 | 100.0 |

[※] 事実確認の実施状況には、平成 28 年度中に相談・通報があったもののうち、平成 29 年度に入って事実確認調査を行ったもの 8 件が含まれ 276 件となるため、合計件数は平成 29 年度中の通報件数 267 件と一致しない。

以下、虐待判断事例件数 59 件 を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別・類型、被虐待者及び虐待者の状況について集計を行いました。

(5) 施設・事業所の種別 (表 25)

「共同生活援助」が 18.6%と最も多く、次いで「生活介護」、「放課後等デイサービス」がそれぞれ 15.3%、「居宅介護」が 13.6%でした。

表 25 当該施設・事業所の種別

| | 件数 | % |
|------------|----|-------|
| 障がい者支援施設 | 7 | 11.9 |
| 居宅介護 | 8 | 13.6 |
| 重度訪問介護 | 2 | 3.4 |
| 生活介護 | 9 | 15.3 |
| 短期入所 | 2 | 3.4 |
| 就労移行支援 | 2 | 3.4 |
| 就労継続支援A型 | 5 | 8.5 |
| 就労継続支援B型 | 2 | 3.4 |
| 共同生活援助 | 11 | 18.6 |
| 移動支援事業 | 2 | 3.4 |
| 放課後等デイサービス | 9 | 15.3 |
| 合 計 | 59 | 100.0 |

(6) 虐待の内容

ア. 虐待の種別・類型 (表 26)

虐待の種別・類型(複数回答)は、「身体的虐待」が 59.3%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 45.8%、「性的虐待」、「介護・世話の放棄・放置」が 5.1%、経済的虐待が 3.4% でした。なお、身体的虐待のうち「身体拘束」を含むものは 5 件でした。

表 26 虐待の種別・類型(複数回答)

| | 身体的虐待 | 性的虐待 | 心理的虐待 | 介護・世話の 放棄・放置 | 経済的虐待 | 合 計 |
|----|-------|------|-------|-----------------|-------|-----|
| 件数 | 35 | 3 | 27 | 3 | 2 | 70 |
| % | 59. 3 | 5. 1 | 45.8 | 5. 1 | 3. 4 | _ |

^{※ 1}件の事例に対し複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待 判断件数59件と一致しない。

イ. 虐待の程度(表 27)

虐待の程度については、「軽度」が70.0%、「中度」が22.9%、「重度」が7.1%でした。

表 27 虐待の程度(複数回答)

| | 軽度 | 中度 | 重度 | 合 計 |
|----|------|------|------|-------|
| 件数 | 49 | 16 | 5 | 70 |
| % | 70.0 | 22.9 | 7. 1 | 100.0 |

[※] 虐待の程度が軽度とは「生命・身体・生活への影響」、中度とは「生命・身体・生活に著しい影響」、重度とは「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当。

^{※ %}は虐待判断事例件数59件に対するもの。

^{※ %}は虐待の種別・類型件数70件に対するもの。

(7)被虐待者の状況

被虐待者の性別、年齢、障がい種別、障がい支援区分、行動障がいの有無について、59件の事例を対象に集計を行いました。なお、1件の事例に対し被虐待者が複数の場合があるため、59件の事例に対し、被虐待者の総数は85人でした。

ア. 被虐待者の年齢及び性別(表28、表29)

性別では、「男性」が69.4%と全体の7割近くを占めていました。

年齢は、「30~39歳」が24.7%と最も多く、次いで「~19歳」が21.2%、「50~59歳」が17.6%でした。

表 28 被虐待者の性別

表 29 被虐待者の年齢

| | 男性 | 女性 | 合計 | |
|----|-------|------|-------|--|
| 人数 | 59 | 26 | 85 | |
| % | 69. 4 | 30.6 | 100.0 | |

| | ~19 | 20~ | 30∼ | 40~ | 50 ~ | 60~ | 65 歳 | 소타 |
|----|-------|-------|-------|------|-------------|------------|------|-------|
| | 歳 | 29 歳 | 39 歳 | 49 歳 | 59 歳 | 64 歳 | 以上 | 合計 |
| 人数 | 18 | 14 | 21 | 13 | 15 | 0 | 4 | 85 |
| % | 21. 2 | 16. 5 | 24. 7 | 15.3 | 17.6 | 0.0 | 4.7 | 100.0 |

^{※ %}は被虐待者数85人に対するもの。

イ. 被虐待者の障がい種別(表30)

障がい種別では、「知的障がい」が 67.1%と最も多く、次いで「精神障がい」が 28.2%、「身体障がい」が 21.2%でした。

表 30 被虐待者の障がい種別(複数回答)

| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい | 発達障がい | 難病 | その他 | 合 計 |
|----|-------|-------|-------|-------|------|------|-----|
| 人数 | 18 | 57 | 24 | 1 | 1 | 1 | 102 |
| % | 21. 2 | 67. 1 | 28. 2 | 1. 2 | 1. 2 | 1. 2 | _ |

^{※ 1}人の被虐待者が重複障がいを有する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数 85 人と一致しない。

^{※ %}は被虐待者数85人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障がい支援区分及び行動障がい(表 31、表 32)

被虐待者 85 名のうち、障がい支援区分認定済みの者が 71.8%で、認定を受けていな い又は非該当の者は 24.7%でした。区分がある者のうち、「区分4」、「区分6」がそれ ぞれ 22.4%と最も多く、次いで「区分5」の者が 11.8%でした。また、行動障がいの ある者は全体の 49.4%でした。

表 31 障がい支援区分 表 32 行動障がいの有無

| 20° 1+10° 0 2012/2012 | | | | | |
|-----------------------|----|------|--|--|--|
| | 人数 | % | | | |
| 区分 1 | 0 | 0.0 | | | |
| 区分2 | 5 | 5.9 | | | |
| 区分3 | 8 | 9.4 | | | |
| 区分4 | 19 | 22.4 | | | |
| 区分5 | 10 | 11.8 | | | |
| 区分6 | 19 | 22.4 | | | |
| なし | 21 | 24.7 | | | |
| 不明 | 3 | 3. 5 | | | |
| 合 計 | 85 | 100 | | | |

| | 人数 | % |
|------------------------------|----|-------|
| 強い行動障がいがある(※) | 21 | 24. 7 |
| 認定調査を受けていないが、上記と同程度の行動障がいがある | 2 | 2.4 |
| 行動障がいがある(上記2項目に該当しない程度) | 19 | 22.4 |
| 行動障がいがない | 34 | 40.0 |
| 行動障がいの有無が不明 | 9 | 10.6 |
| 合 計 | 85 | 100 |

(※) (障がい支援区分3、行動関連項目10点以上 (または障がい程度区分3、行動関連項目8点以上))

(8) 虐待を行った障がい者福祉施設従事者等の状況

虐待を行った障がい者福祉施設従事者等(以下、「虐待者」という。)の性別・年齢及び 職種について、59件の事例を対象に集計を行いました。なお、1件の事例に対し虐待者が 複数の場合があるため、59件の事例に対し虐待者数は71人でした。

ア. 性別・年齢(表33、表34)

性別は、「男性」が 59.2%と、全体の約6割を占めていました。年齢は、「40~49歳」 が 31.0%と最も多く、次いで「50~59歳」が 22.5%、「30~39歳」が 21.1%でした。

表 33 虐待者の性別

| 200 | ווו בוי | 107111 | J | |
|-----|---------|--------|-------|--|
| | 男性 | 女性 | 合計 | |
| 人数 | 42 | 29 | 71 | |
| % | 59. 2 | 40.8 | 100.0 | |

表 34 虐待者の年齢

| | ~29 歳 | 30~ 39 歳 | 40~ 49 歳 | | 60 歳 以上 | 不明 | 合計 |
|----|----------|-------------|-------------|------|------------|------|-------|
| 人数 | 5 | 15 | 22 | 16 | 7 | 6 | 71 |
| % | 7.0 | 21. 1 | 31.0 | 22.5 | 9.9 | 8. 5 | 100.0 |

^{※ %}は被虐待者数 85 人に対するもの。

イ. 虐待者の職種、雇用形態(表35、表36)

「生活支援員」が 31.0%で最も多く、次いで「サービス管理責任者」が 9.9%、「管理者」、「世話人」、「児童指導員」がそれぞれ 8.5%でした。また、雇用形態は「正規雇用」が 47.9%と約 5 割でした。

表 35 虐待者の職種

| | 人数 | % |
|-------------|----|-------|
| サービス管理責任者 | 7 | 9.9 |
| 管理者 | 6 | 8. 5 |
| 設置者・経営者 | 2 | 2.8 |
| 看護職員 | 1 | 1.4 |
| 生活支援員 | 22 | 31.0 |
| 職業指導員 | 3 | 4. 2 |
| 就労支援員 | 1 | 1.4 |
| サービス提供責任者 | 2 | 2.8 |
| 世話人 | 6 | 8. 5 |
| 指導員 | 3 | 4. 2 |
| 児童発達支援管理責任者 | 1 | 1.4 |
| 児童指導員 | 6 | 8. 5 |
| 居宅介護従業者 | 5 | 7.0 |
| 重度訪問介護従業者 | 2 | 2.8 |
| その他従事者 | 4 | 5.6 |
| 合 計 | 71 | 100.0 |

表 36 虐待者の雇用形態

| | 正規雇用 | 非正規雇用 | 不明 | 合計 |
|----|-------|-------|-------|-------|
| 件数 | 34 | 17 | 15 | 71 |
| % | 47. 9 | 23.9 | 21. 1 | 100.0 |

(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況(表37、表38、表39)

府または市町村が、虐待の事実が認められた事例 59 件の内、平成 29 年度末までに行った対応は次のとおりです。

表 37 施設・事業者の対応(複数回答)

| | 件数 |
|---------------------|----|
| 管理者の虐待防止に関する研修受講 | 30 |
| 職員に対する虐待防止に関する研修の実施 | 50 |
| 虐待防止委員会の設置 | 14 |
| 通報義務の履行 | 24 |

表 38 市町村が行った対応(複数回答)

| | 件数 |
|--------------------------|----|
| 施設・事業所に対する指導 | 38 |
| 施設・事業所からの改善計画の提出依頼 | 35 |
| 虐待を行った障害者福祉施設従事者等への注意・指導 | 15 |

表 39 都道府県が行った障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく対応 (指定都市、中核市、条例に基づき権限委譲を受けた市町村含む)(複数回答)

| | 件数 |
|-------------------|----|
| 施設・事業所等に対する指導 | 32 |
| 報告徴収、出頭要請、質問、立入検査 | 30 |
| 改善勧告 | 0 |
| 改善勧告に従わない場合の公表 | 0 |
| 改善命令 | 0 |
| 指定の効力の全部又は一部停止 | 0 |
| 指定取消 | 1 |
| 現在対応中 | 6 |

3 使用者による障がい者虐待

障害者虐待防止法に基づき、市町村から大阪府に報告のあった事案及び、市町村に照会し、取りまとめた結果は次のとおりです。

(1) 相談・通報・届出受理件数 (表 40)

市町村及び大阪府で受け付けた使用者による障がい者虐待の<u>相談・通報・届出の受理件</u> 数は 67 件でした。

表 40 相談·通報·届出件数

| | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|----|-------|-------|-------|
| 件数 | 67 | 67 | 67 |

相談・通報・届出を受理した67件のうち、虐待の疑いがあるとして、大阪府より大阪労働局へ報告したのは、22件(事業所)でした。

(2)相談・通報・届出者(表41)

相談・通報・届出者の内訳は、「被虐待者本人による届出」が 46.3%と最も多く、次いで「家族・親族」が 17.9%、「相談支援専門員」が 6.0%でした。

表 41 相談·通報·届出者(複数回答)

| | 本人に よる届出 | 家族・親族 | 近隣住 民・知人 | 相談支援 専門員 | 施設・事業 所の職員 | 就業・生 活支援 センタ ー | 職場の 同僚 | 当該市区 町村行政 職員 | その他 | 不明(匿名 含む) | 合計 |
|----|-------------|-------|-------------|-------------|---------------|-------------------------|--------|--------------------|-------|--------------|----|
| 人数 | 31 | 12 | 2 | 4 | 2 | 1 | 3 | 2 | 10 | 1 | 68 |
| % | 46.3 | 17. 9 | 3. 0 | 6.0 | 3. 0 | 1.5 | 4. 5 | 3. 0 | 14. 9 | 1.5 | _ |

^{※ 1}件の事例に対し、複数の者から相談・通報・届出があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上される。

^{※ %}は、相談・通報・届出件数 67 件に対するもの。

参考【大阪労働局及び大阪府内市町村における使用者による障がい者の虐待状況等について】

(1) 使用者による障がい者虐待の通報・届出の事業所

大阪労働局に寄せられた使用者による障がい者虐待の通報·届出のあった事業所は、 123 事業所でした。

(2) 使用者による障がい者虐待が認められた事業所

労働関係法令に基づき調査等を行い、使用者による障がい者虐待が認められた事業 所は、49事業所。事業所の業種(表 42)と規模(表 43)の内訳は、以下のとおりです。

表 42 事業所の業種

| | 製造 業 | 医療 福祉 | 卸売 | 建設 | 教育 学習 | サービス 業 | 不明 | 分類 不能 | 合計 |
|------|---------|----------|------|------|----------|-----------|------|----------|-------|
| 事業所数 | 17 | 14 | 3 | 4 | 1 | 5 | 4 | 1 | 49 |
| % | 34. 7 | 28.6 | 6. 1 | 8. 2 | 2.0 | 10. 2 | 8. 2 | 2.0 | 100.0 |

^{※ %}は虐待が認められた 49 事業所に対するもの。

表 43 事業所の規模

| | 5 人 未満 | 5-29 人 | 30 -49 人 | 50 -99 人 | 300 -499 人 | 不明 | 合計 |
|------|-----------|--------|-------------|-------------|---------------|-------|-------|
| 事業所数 | 12 | 25 | 3 | 1 | 1 | 7 | 49 |
| % | 24. 5 | 51.0 | 6. 1 | 2. 0 | 2. 0 | 14. 3 | 100.0 |

^{※ %}は虐待が認められた 49 事業所に対するもの。

(3)被虐待者の障がい種別(表 44)

使用者から何らかの虐待を受けていた障がい者(被虐待者)は90人でした。障がい種別は、「精神障がい」が33.3%で最も多く、次いで「知的障がい」が28.9%、「身体障がい」が22.2%でした。

表 44 被虐待者の障がい種別(複数回答)

| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい | 発達障がい | その他 | 不明 | 合計 |
|----|-------|-------|-------|-------|-----|-----|----|
| 人数 | 20 | 26 | 30 | 5 | 5 | 4 | 90 |
| % | 22. 2 | 28. 9 | 33. 3 | 5. 6 | 5.6 | 4.4 | _ |

^{※ %}は被虐待者数 90 人に対するもの。

(4) 虐待の種別(表 45)

虐待の種別(複数回答)は、「経済的虐待」が91.8%と最も多く、次いで「心理的虐待」が6.1%、「身体的虐待」が2.0%でした。

表 45 虐待の種別(複数回答)

| | 身体的虐待 | 性的虐待 | 心理的虐待 | 放置等 | 経済的虐待 | 合計 |
|----|-------|------|-------|-----|-------|----|
| 件数 | 1 | 0 | 3 | 0 | 45 | 49 |
| % | 2.0 | 0.0 | 6. 1 | 0.0 | 91.8 | _ |

^{※ %}は虐待が認められた 49 事業所に対するもの。

(5) 雇用形態(表 46)

被虐待者の雇用形態は、「パート・アルバイト」が 68.9%と最も多く、次いで「正社員」 が 13.3%、「契約社員」が 3.3%でした。

表 46 被虐待者の雇用形態

| | 正社員 | パート・アルバイト | 契約社員 | その他・不明 | 合計 |
|----|-------|-----------|------|--------|-------|
| 人数 | 12 | 62 | 3 | 13 | 90 |
| % | 13. 3 | 68. 9 | 3. 3 | 14. 4 | 100.0 |

^{※ %}は被虐待者数 90 人に対するもの。

(6)被虐待者との関係(表47)

虐待者と被虐待者との関係については、「事業主」が 81.6%と最も多く、次いで「所属の上司」が 8.2%でした。使用者による障がい者虐待が認められた 49 事業所に対し、虐待者数は 49 人でした。

表 47 虐待を行った使用者の被虐待者との関係

| | 事業主 | 所属の上司 | その他(同僚) | 不明 | 合計 |
|----|------|-------|---------|------|-------|
| 人数 | 40 | 4 | 1 | 4 | 49 |
| % | 81.6 | 8. 2 | 2.0 | 8. 2 | 100.0 |

^{※ %}は虐待者数 49 人に対するもの。

(7) 虐待の事実が認められた事例の対応状況(表48)

労働局が虐待の事実を認めた事例に対して、大阪労働局は表 48 のとおり各法令に基づいた措置を行いました。

表 48 虐待の事実が認められた事例への対応(複数回答)

| | 労働基準関係法令 に基づく指導等 | | 男女雇用機会均等法に基づく助言・指導 | 個別労働紛争解決促 進法に基づく 助言・指導 |
|----|---------------------|---|--------------------|------------------------------|
| 件数 | 45 | 3 | 0 | 1 |

4 市町村における障がい者虐待防止対応のための体制整備等について

・市町村における障がい者虐待防止センターの設置状況 (表 49)

障害者虐待防止法に基づき、市町村は障がい者虐待の相談・通報・届出の窓口等となる 障がい者虐待防止センターの設置が位置付けられています。大阪府内においては、43 市町 村全てに設置されており、その内訳は直営のみが 26、委託のみが 11、直営と委託の両方が 6 となっています。(平成 30 年 4 月 1 日現在)

表 49 市町村における体制整備について

| | 直営のみ | 委託のみ | 直営と委託 の両方 | 合計 |
|----|------|------|--------------|----|
| 件数 | 26 | 11 | 6 | 43 |